

世代と世代の
支え合い

国民年金制度

国民年金は一生のリスクの備えとしてあなたを支えます。忘れずに手続きしましょう。

第1号被保険者に関すること＝医療年金課(市役所1階) ☎0276-47-1941
第2・3号被保険者に関すること＝太田年金事務所 ☎0276-49-3716

令和3年度国民年金保険料 1万6610円(月額)

納付方法

- 現金納付(納付書で金融機関やコンビニへ)
- 口座振替
- クレジットカード納付

前納(全額) 割り引きあり
社会保険料控除の対象

保険料の納付が困難な場合、免除や納付猶予の制度があります

年金額は減額されますが、10年以内に保険料を追納することで回復(増額)できます。

法定免除(いずれかに該当する人は納付を免除)

- 生活保護法の生活扶助を受けている
- 障害年金1・2級の受給権がある

申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得で納付が免除される場合があります。全額・4分の3・半額・4分の1があり、全額免除以外は免除されない部分の納付が必要です。

納付猶予(50歳未満対象)

本人・配偶者の前年所得で納付が猶予される場合があります。世帯主の前年所得は審査対象になりません。

学生納付特例

本人の前年所得で、納付が猶予される場合があります。

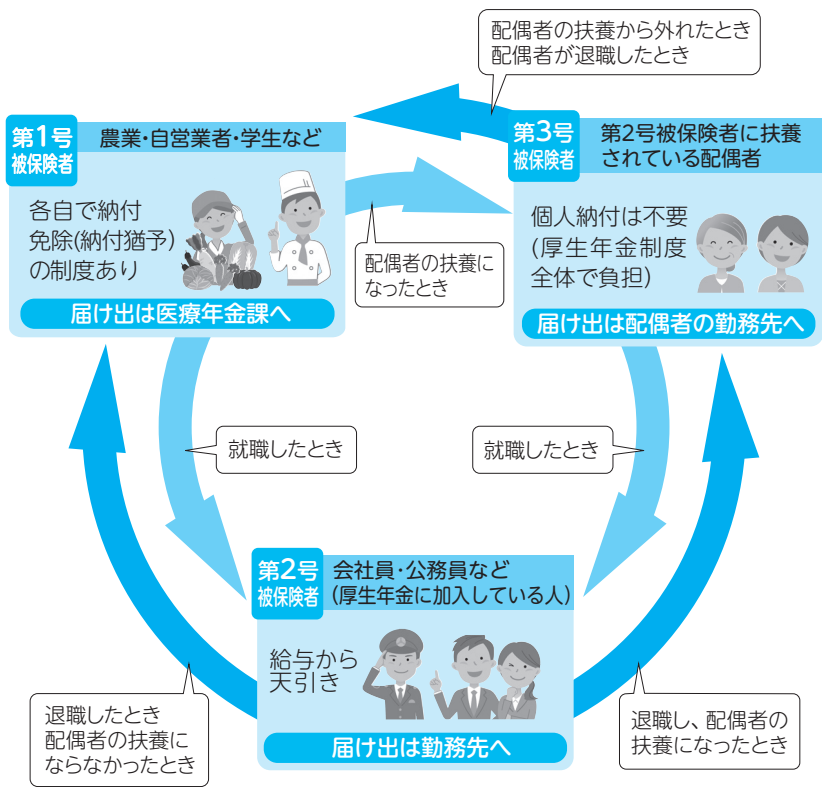
対象 大学(大学院)、短大、高校、高等専門学校、専修学校、各種学校(夜間や定時制、通信課程を含む)

※学校や課程により対象外の場合もあります。

産前産後の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。該当期間は保険料を納付したものととして老齢年金の受給額に反映されます。

国民年金保険料の手続き



日本に住む20歳以上60歳未満の人(外国人を含む)は年金の加入が義務付けられています。

年金給付の種類

二つ以上の年金を受けられるときは、いずれか一つを選択します。

老齢基礎年金(65歳～)

要件 ①～④の全ての期間を合わせて10年以上あること

- ①国民年金保険料納付済期間や免除期間
- ②厚生年金や共済年金の加入期間
- ③第3号被保険者の期間
- ④任意加入できる人が任意加入しなかった期間(合算対象期間)など

年金額 78万900円(満額の場合)

※繰り上げ請求(60～64歳、年金額減額)や繰り下げ請求(66～70歳、年金額増額)もできます。

障害基礎年金

要件 ①～③の全てに該当すること

- ①国民年金加入中または20歳前や60歳以上65歳未満の年金未加入期間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある
- ②一定の障がい状態(障害年金の等級で1・2級)にある
- ③初診日の前日に次のいずれかの納付要件を満たしている(20歳前に初診日がある場合を除く)
 - 初診日の月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間(厚生年金期間、免除期間を含む)が3分の2以上ある
 - 初診日の月の前々月までの1年間に保険料の未納がない

年金額

障害基礎年金

1級	97万6125円
2級	78万900円

※生計が同一の子がいる場合は加算があります。

子の加算額

1・2人目	各22万4700円
3人目以降	各7万4900円

遺族基礎年金

要件 ①②のいずれかに該当する人が死亡したとき

- ①受給資格期間が25年以上ある(受給権者含む)
- ②国民年金加入中または60歳以上65歳未満の未加入期間中(日本在住)で、次のいずれかの納付要件を満たしている
 - 死亡日の月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間(厚生年金期間、免除期間を含む)が3分の2以上ある
 - 65歳未満の場合、死亡日の月の前々月までの1年間に保険料の未納がない

対象 死亡者に生計を維持されていた子のある配偶者または子

※子は、18歳の年度末まで(障がい1・2級にある場合は20歳未満)で未婚であること。

年金額

遺族基礎年金の額

配偶者が受給	78万900円
子が受給	1人 78万900円
	2人以上(1人当たり)
	(78万900円+2人目以降の子の加算額)÷子の数

※配偶者が受給している間は、子は支給停止となります。

国民年金の独自給付

寡婦年金(60～65歳)

要件 保険料納付済期間(免除期間含む)が10年以上ある夫が死亡したとき

対象 婚姻期間が10年以上あって、夫に生計を維持されていた妻

年金額 夫の第1号被保険者期間(任意加入被保険者期間含む)から計算した老齢基礎年金の4分の3

※妻が他の年金を受けているときは選択になります。

死亡一時金

要件 保険料を36月以上納付した人が死亡したとき
※死亡日の翌日から2年を過ぎると請求できません。

対象 生計が同一であった遺族(優先順位あり)
※遺族基礎年金に該当するときは受け取れません。

金額 右表のとおり

※付加保険料を36月以上納付していた場合、8500円が加算されます。

死亡一時金の額

納付月数	金 額
36～179月	12万円
180～239月	14万5000円
240～299月	17万円
300～359月	22万円
360～419月	27万円
420月以上	32万円

ごみ減量にご協力を!

1月のごみ排出量

ごみ量(可燃・不燃・粗大・資源・危険)

5529.30t(家庭系3975.52t、事業系1553.78t)

生ごみは
捨てる前に一絞り



清掃センター
☎0276-31-8153